

(様式6)

事業復活支援金の差額給付に係る宣誓・同意書

事業復活支援金給付規程（以下この様式において「本規程」という。）第9条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から10までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、中小企業庁長官（以下この様式において「長官」という。）が第12条第1項に基づいて給付額を決定する前であれば、事業復活支援金（以下この様式において「支援金」という。）の申請を取り下げ、既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに事業復活支援金事務局（以下特に断りのない限り、この様式において「事務局」は事業復活支援金事務局を指す。）に支援金を返還します。

1. 本規程に定める支援金に係る給付要件を満たしていること

※売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく対象月（本規程第4条第1項柱書本文に規定する「対象月」をいう。以下この様式において同じ。）の月間の事業収入等（本規程第4条第1項柱書本文に規定する「事業収入等」をいう。以下この様式において同じ。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響（ただし、受給済の初回給付（本規程第16条第1項に規定する「初回給付」をいう。）に係る申請を行った時点で既に予見されていた影響を除く。）を受け（以下この様式において、この影響を総称して「新型コロナウイルス感染症影響」という。）、自らの事業判断によらず、基準期間（本規程第4条第1項本文に規定する「基準期間」をいう。以下この様式において同じ。）の同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本規程第8条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。

※支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により対象月の月間の事業収入等が基準期間の同月比で50%以上減少している場合（例えば、次の一から四までのいずれかに該当する場合は、給付要件を満たさない）。

- 一 新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく事業収入等が減少している時期を対象月としている場合
- 二 通常事業収入等を得られない時期を対象月とすることで算定上事業収入等が減少している場合
- 三 売上計上基準の変更又は顧客との取引時期の調整をしている場合
- 四 行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後であること等によって単に営業日数等が少ない場合

2. 本規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等（以下この様式において「基本情報等」という。）に虚偽のないこと

※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入等の額を偽っている場合その他証拠書類等に虚偽がある場合等は、給付要件を満たさない。

3. 本規程の別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

4. 支援金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと

5. 本規程で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める書類等を電磁的記録等により7年間保存するとともに、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等について、本規程第7条第7項に基づく事務局又は長官が委任若しくは準委任した者（以下この様式において「事務局等」という。）の依頼又は本規程第11条第2項に基づく事務局の依頼に応じて速やかに提出すること

※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、経費台帳、請求書、領収書等を指す

6. 事務局等が本規程第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

7. 本規程に定める無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、本規程第13条に従い、給付を受けた全ての支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置が取られることがあること

8. 支援金、月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金をいう。）、一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金をいう。）、持続化給付金（中小企業庁が実施する持続化給付金をいう。）及び家賃支援給付金（中小企業庁が実施する家賃支援給付金をいう。）（以下これらを

総称して、この項において「支援金等」という。）の給付の申請に当たってそれぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等や支援金等に関する調査結果が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局、国税庁その他の関係行政機関並びに捜査機関の間において相互に提供され、基本情報等の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること

9. 提出した基本情報等が支援金の事務並びに国及び地方公共団体による支援金の制度枠組みを準用した支援策（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

10. 本規程に従うこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）